

令和元年 7 月 30 日

会員各位

一社) 唐津東松浦医師会

会長 渡 辺 尚

(公印省略)

玄海町からの文書の配布のお願いについて

標記の件、下記文書の配布依頼がありましたのでお届けします。

記

1、玄海町宅幼老所玄海園 病後児保育「わんわん」の事業開始
に伴う御協力について (お願い)

病後児保育施設開設に伴い、利用者に対し「医師連絡票」
の発行 (無償) をお願いするもの。

2、子ども医療費助成事業の制度改正について (お願い)

令和元年 10 月 1 日から、対象年齢を現在の中学 3 年生から
18 歳までの児童に引き上げるもの。

以上

令和元年10月1日から



子どもの医療費助成制度が変わります！

《 令和元年10月1日診療分からの変更点 》

子どもの医療費の対象年齢が（0歳～15歳）から（0歳～18歳）までに変更（拡充）
条件すべてに該当すること

- ① 玄海町内在住の子どもであること。
- ② 医療機関を受診時、子どもの医療費受給資格証を提示すること。
- ③ 県内の保険医療機関での保険適用となる医療費であること。（就学前の子どもは例外の医療機関があります）

《 制度の内容 》

対象の子ども	改正前 令和元年9月30日まで		改正後 令和元年10月1日から	
	助成方法	保護者の個人負担額上限 (ひと月・1医療機関につき)	助成方法	保護者の個人負担額上限 (ひと月・1医療機関につき)
0歳から 小学校就学前まで	現物 給付	[入院] 1,000円 (1,000円未満の場合は、その額) [通院・歯科] 1回あたり500円を 2回目の受診まで負担 (500円未満の場合は、その額) 3回目の受診以降 0円 [薬局] 個人負担なし	現物 給付	変更なし
	償還 払い	上記の個人負担額 (入院1,000円、 通院500円(2回目まで)) 入院：食事療養費	償還 払い	変更なし
小学校就学後から 中学校3年生まで	現物 給付	[入院・通院・歯科・薬局] 0円(上記の条件に該当する場合)	現物 給付	変更なし
	償還 払い	入院：食事療養費	償還 払い	変更なし
18歳になった年の 最初の3月31 日まで	助成 無し	—	現物 給付	[入院・通院・歯科・薬局] 0円(上記の条件に該当する場合)
			償還 払い	入院：食事療養費